

東京都公報

発行
東京都

目次

○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）…	一
○令和八年度地籍調査事業計画の策定……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…	一
○宅地建物取引業法による行政処分……………（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）…	二
○学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	二
○地方公営企業等の労働関係に関する法律による労働組合について、職員のうち労働組合法に規定する者の範囲……………	二
○東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程……………	三
○東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………	三

規程（下水）

○東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………

訓令（議）

○東京都議会議事案決定規程の一部改正……………

告示（議）

○東京都議会議事案文書管理規程の一部改正……………

規則

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年六月十八日

東京都知事 小池百合子

東京都規則第百十六号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「以上」の下に「（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）」を加える。

附則

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の給与に関する条例施行規則第五条に規定する扶養親族の認定等に係る届出等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

告示

東京都告示第七百七十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、次のとおり令和八年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき告示する。

令和八年六月十八日

東京都知事 小池百合子

調査を行う者 調査地 調査期間

墨田区 墨田区立川一丁目、千歳一丁目、千歳二丁目、千歳三丁目、両国一丁目及び両国二丁目の各地内 令和八年四月七日から令和九年三月三十一日まで

大田区 大田区大森北五丁目の地内

世田谷区 世田谷区大蔵二丁目、喜多見五丁目、喜多見七丁目、松原四丁目及び若林二丁目の各地内

渋谷区 渋谷区渋谷一丁目、神宮前六丁目及び神南一丁目の各地内

杉並区 杉並区高井戸西一丁目、高井戸西二丁目、高井戸西三丁目、高井戸東三丁目、浜田山三丁目、方南一丁目及び宮前一丁目の各地内

荒川区 荒川区荒川六丁目、東尾久二丁目、町屋三丁目及び町屋四丁目の各地内

練馬区 練馬区田柄二丁目、田柄四丁目、東大泉七丁目、南大泉一丁目及び南大泉三丁目の各地内

足立区 足立区神明二丁目の地内

葛飾区

葛飾区青戸二丁目内地内

江戸川区

江戸川区江戸川一丁目内地内

八王子市

八王子市千人町四丁目、平岡町、本郷町及び元横山町一丁目各地内

三鷹市

三鷹市上連雀六丁目及び上連雀七丁目各地内

青梅市

青梅市今井二丁目、今寺二丁目及び藤橋二丁目各地内

府中市

府中市緑町三丁目及び若松町二丁目各地内

調布市

調布市下石原二丁目内地内

町田市

町田市鶴川三丁目及び鶴川五丁目各地内

小金井市

小金井市緑町五丁目内地内

小平市

小平市小川町二丁目内地内

日野市

日野市三沢五丁目内地内

武蔵村山市

武蔵村山市三ツ藤一丁目内地内

あきる野市

あきる野市小和田内地内

西東京市

西東京市中町一丁目及び中町二丁目各地内

檜原村

西多摩郡檜原村本宿内地内

奥多摩町

西多摩郡奥多摩町氷川内地内

東京都

小笠原村父島字北袋沢内地内

●東京都告示第七百七十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号

株式会社トミ・エステート

(二) 代表者氏名

代表取締役 富岡 清

(三) 主たる事務所の所在地

世田谷区南烏山六丁目十三番十八号

(四) 免許証番号

東京都知事(7)第七〇四一〇号

(五) 免許年月日

令和三年七月三十日

二 処分年月日

令和八年六月九日

三 処分内容

免許の取消し

四 適用条項

宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

規 則（教）

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年六月十八日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十三号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「以上」の下に「（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）」を加える。

附 則

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の学校職員の給与に関する条例施行規則第五条に規定する扶養親族の認定等に係る届出等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

告 示（労）

●東京都労働委員会告示第二号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を認定したので、次のとおり告示する。

令和八年六月十八日

東京都労働委員会

一 地方公営企業の名称 東京都水道局

二 労働組合の名称

(一) 全水道東京水道労働組合

(二) 東京水道労働組合

三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲
労働組合法第二条第一号に規定する者

勤務箇所

本局
次長、技監及び理事
部長及び担当部長
課長、隊長、担当課長及び専門課長

多摩水道改革推進本部 給水管理事務所 給水事務所 研修・開発センター 所長及び課長		総務部総務課課長代理（秘書担当）、課長代理（秘書事務担当）、課長代理（調整担当）、課長代理（総務担当）、課長代理（文書担当）及び課長代理（法務担当） 総務部主計課課長代理（経営戦略担当）、課長代理（経営企画担当）、課長代理（予算総括担当）、課長代理（予算調査担当）、課長代理（改革推進担当）、課長代理（団体連携担当）及び課長代理（団体連携調査担当） 総務部企画調整課課長代理（企画調整担当） 職員部人事課課長代理（管理担当）、課長代理（人事担当）、課長代理（人事調査担当）及び課長代理（給与担当） 職員部労務課課長代理（労務担当）及び課長代理（労務調査担当） 職員部監察指導課課長代理（服務指導総括担当）、課長代理（服務指導担当）、課長代理（業務指導総括担当）、課長代理（業務指導担当）、課長代理（コンプライアンス推進担当）及び課長代理（コンプライアンス監理担当） 本部長、部長、担当部長、課長、担当課長及び専門課長 所長及び課長	
1 この規程は、令和八年十月一日から施行する。ただし、		水運用センター 水質センター 水源管理事務所 取水管理事務所 貯水池管理事務所 支所 営業所 浄水管理事務所 浄水場 建設事務所 所長及び課長 所長及び課長 所長、課長及び専門課長 所長 所長 支所長及び課長 所長 所長及び課長 場長 所長及び課長 四 認定年月日 令和八年五月二十六日	
1 この規程は、令和八年十月一日から施行する。ただし、		規程（交） ●交通局規程第三十号 東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和八年六月十八日 東京都交通局長 渡 邊 知 秀 東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程 東京都交通局企業職員の給料等に関する規程（昭和三十三年交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。 第八条の二第二項第一号中「以上」の下に「（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）」を加える。 附 則	
2 この規程による改正後の東京都水道局企業職員の給料等に関する規程第三十二条に規定する扶養親族の認定に係る届出等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。		規程（水） ●東京都水道局管理規程第十五号 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和八年六月十八日 東京都水道局長 山 口 真 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 東京都水道局職員の給与に関する規程（昭和三十四年東京都水道局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。 第三十二条第一項第二号中「以上」の下に「（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）」を加える。 附 則 1 この規程は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 2 この規程による改正後の東京都水道局職員の給与に関する規程第三十二条に規定する扶養親族の認定に係る届出等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。	

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第十七号

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年六月十八日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第二号中「以上」の下に「（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）」を加える。

附則

1 この規程は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の給与に関する規程第三十四条に規定する扶養親族の認定に係る届出等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

訓令（議）

●東京都議会議長訓令第五号

東京都議会 議 会 局

東京都議会事務局事案決定規程（昭和五十一年東京都議

会議長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十八日

東京都議会議長 増 子 博 樹

別表五の項中「三億五千万円」を「四億五千万円」に改める。

附則

この訓令は、令和八年七月一日から施行する。

告示（議）

●東京都議会議長告示第五号

東京都議会事務局文書管理規程（平成十一年東京都議会議長告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十八日

東京都議会議長 増 子 博 樹

別表起案文書及び收受文書（他の起案文書に添付するもの及び資料文書を除く。）の部請負又は委託による事業に関するものの項中「三億五千万円」を「四億五千万円」に改める。

附則

この告示は、令和八年七月一日から施行する。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三（五三二二）一一一一（代）

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む。）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三（三八二二）五二〇一（代）

郵便番号
113-0001

